

犯罪被害者等について

犯罪被害者等について正しく理解していますか？

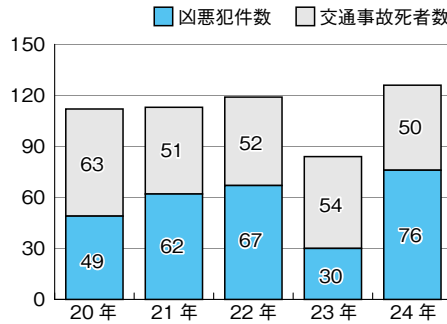
「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った人及びその家族又は遺族のことです。

平成24年に県内で発生した犯罪事件・交通事故は約1万6千件です。このうち凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦等）は76件、交通事故死者数は50人となっています。犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも大きな影響を与えるものであり、これらの間接的被害も含めると被害を受けている人は相当数に上ります。

犯罪被害を受けた場合、身体・財産上の直接的な被害だけでなく、精神的・経済的な被害を受けたり、無責任なうわさ話等により名誉が傷つけられるなど、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる場合もあります。

誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれた人たちが置かれていた状況や心情について、一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えることが必要です。

和歌山県の「凶悪犯件数及び交通事故死者数」



相談窓口

◎県庁県民生活課

電話 073・441・2350

月～金曜9時～17時45分

（祝日、年末・年始を除く）

◎（公社）紀の国被害者支援センター

電話 073・427・1000
月曜日～金曜日10時～16時
土曜日13時～16時
（祝日、年末・年始を除く）

◎性暴力救援センター和歌山「わかやま mine（マイン）」（和歌山県立医科大学附属病院内）

県は、性暴力を受け、警察に届けられることも出来ず、どうしたらよいか分からずに悩んでいる被害者の相談を受け、緊急医療（避妊医療等）が必要ならば産科医療につなぐとともに、事後の心のケアなどの総合的支援により、心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進及び被害の潜在化防止を図ることを目的に開設しています。

☎073・444・0099

相談・医療9時～17時
（土・日は16時30分まで、祝日、年末・年始を除く）
緊急医療（避妊等）は9時～22時まで
（年末・年始を除く）

①相談

- ・女性相談員が常駐
- ・本人の希望による支援をコーディネート

②医療的支援産科医療等

- ・医療費の公費負担（緊急避妊・性感症検査等）

③総合的支援

- ・心理面の継続的支援（カウンセリング等）、協力関係機関との連携
- *臨床心理士会
- *カウンセラーの紹介

- *男女共同参画センター
- *性暴力等に関する長期的な相談

- *子ども・女性・障害者相談センター
- *配偶者暴力、子どもの性的虐待の相談

- *精神保健福祉センター
- *精神疾患等相談

- *捜査関連支援
- *警察・刑事手続き
- *法的支援

- *和歌山弁護士会
- *弁護士相談、民事手続き

- *法テラス
- *民事法律扶助等

3月31日（月）付けで人権擁護委員の松本博光さん（杉野原）がご退任となりました。新たに4月1付けで人権擁護委員として大西恭子さん（井谷）が委嘱され、人権機関有田川委員としてご就任されました。よろしくお願い申し上げます。

■人権に関するお問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

TEL 52121111
FAX 3214827